

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 農業振興地域の整備に関する法律による交換分合計画の認可（農政課）
 - 土地改良区の役員の退任（農村整備課）
 - 土地改良法による換地計画の決定（〃）
 - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）（〃）
 - 公有水面の埋立ての免許（漁港課）
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（二件）（都市計画課）
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
 - 政治団体の設立の届出
 - 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨
 - 政治団体の解散の届出
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨
 - 資金管理団体の届出
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇ 調 達 公 告 随意契約の相手方の決定（会計課）
- 落札者の決定（〃）
- ◇ 公 告 行政書士試験の合格者（市町村振興課）
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

告 示

鳥取県告示第九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第三項の規定に基づき、日吉津村が行う日吉津村今吉地区の交換分合計画を認可したので、同法第十三条の五において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十九条第十二項の規定により告示する。

平成十年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 次

鳥取県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 田 晃 憲 八頭郡佐治村大字大井六〇六一

平成九年十二月十日退任

鳥取県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づ

き、県営土地改良事業に係る小田川地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第十二号

三朝町が行う土地改良事業に係る本泉地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十三号

江府町が行う土地改良事業に係る佐川地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成十年一月七日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町二丁目二〇

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一一から一〇七二二三まで地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 長和瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒、東経一三三度五八分二五秒）から一六七度三六分二二秒、一一六・一八メートルの地点
 - 2の地点 1の地点から一五一度〇一分五五秒、六二・七九メートルの地点
 - 3の地点 2の地点から二四三度〇一分三六秒、二五・八一メートルの地点
 - 4の地点 3の地点から三三一度四三分三〇秒、六一・九〇メートルの地点
- (三) 面積
一、五八三・五六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一一から一〇七二二三まで及び字宮島九二〇一九の地先公有水面並びに字村内一〇七二一一から一〇七二二三までと一体をなす国有地、字宮島九二〇一九及びこれと一体をなす公有水面埋立地地内

(二) 区域

次のイの地点からホの地点までを順次に直線で結んだ線及びホの地点とイの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 長和瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒、東経一三三度五八分二五秒）から一五四度三九分〇九秒、八三・九一メートルの地点
 - ロの地点 イの地点から一五一度〇〇分〇〇秒、八八・〇三メートルの地点
 - ハの地点 ロの地点から一七三度二〇分〇二秒、一三・一六メートルの地点
 - ニの地点 ハの地点から二四三度〇一分三四秒、九六・九二メートルの地点
 - ホの地点 ニの地点から三三一度五九分二五秒、九六・七九メートルの地点
- (三) 面積
九、九二九・二二平方メートル

五 埋立地の用途

野積場用地、臨港道路用地、護岸用地、物揚場用地及び漁具保管修繕施設用地

鳥取県告示第十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、河原団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の住所及び名称
鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間
全休期間 平成七年四月四日から平成十年三月三十一日まで
第一工区 平成七年四月四日から平成九年三月三十一日まで
第二工区 平成七年四月四日から平成十年三月三十一日まで

三 施行地区
変更なし

四 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二七一

五 施行認可の年月日
平成七年三月三十一日

六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日
平成十年一月七日

鳥取県告示第十六号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、河原団地第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月十三日

施行者の住所及び名称
鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県住宅供給公社

八頭郡河原町大字河原三四
美田 栄江

二 事業施行期間
平成七年五月十九日から平成十年三月三十一日まで

三 施行地区
変更する部分
八頭郡河原町大字長瀬字土稗及び字津登出

四 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

五 施行認可の年月日
平成七年五月十五日

六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法
事務所前の掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日
平成十年一月七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

平成十年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一日時 平成十年一月二十日(火)午後四時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題 公職選挙法の一部改正について

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により告示する。

平成十年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県参議院選挙区第二支部	常田享詳	尾崎英篤	鳥取市西町二丁目一〇	平成九年十二月二十二日	政党の支部 自由民主党 1以上の市町村の区域を単位とする
林原繁康後援会	米田 俣	林原彦一	西伯郡名和町大字豊成一〇一九	平成九年十二月一日	その他 の政治 団体
野嶋正義後援会	森田嘉昌	野嶋義夫	東伯郡北条町国坂四三〇	平成九年十二月一日	〃
宮本義雄後援会	宮本義雄	竹本英輔	八頭郡若桜町大字若桜三三二一	平成九年十二月二十六日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
日本共産党鳥取県委員会	代表者の氏名	小村勝洋	剣持信生	平成九年十二月三日	政党の支部
自由民主党用瀬町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡用瀬町大字用瀬二八八	八頭郡用瀬町大字屋住二七六	平成九年十二月十六日	〃
〃	代表者の氏名	安井久雄	池内久	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	長戸信勝	田中学	〃	〃
岸部男後援会	主たる事務所の所在地	日野郡日南町生山一五九一二	日野郡日南町下阿毘縁一五四六一	平成九年十二月一日	その他の政治団体
黒見哲夫後援会	〃	境港市上道町三〇一三	境港市上道町三一四七	平成九年十二月七日	〃
吉岡知己後援会	会計責任者の氏名	吉岡登	吉岡治	平成九年十二月八日	〃
全国社会保険推進連盟鳥取県支部	主たる事務所の所在地	鳥取市大覚寺一六二一一七	鳥取市立川町二丁目一〇五	平成九年十二月九日	〃
〃	代表者の氏名	巨島進	桂城一夫	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	小林基紀	巨島進	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体

期間 平成8年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 花本政経懇話会

資金管理団体の氏名 花本美雄

届出をした者の氏名 鳥取県議会議員

資金管理団体の種類 鳥取県議会議員

届出に係る公職の種類

報告年月日 平成9年12月3日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 10,123,355円

ア 前年繰越額 3,750,954円

イ 本年収入額 6,372,401円

(2) 支出総額 7,139,819円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

(37人) 630,000円

イ 寄附（内訳別掲）

法人その他の団体からの寄附 4,870,000円

ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入

バーナーによる収入

その他の収入 871,000円

10万円未満の収入 1,401円

合 計 6,372,401円

〔寄附の内訳〕

法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

(南)岡崎組 80,000円 東伯郡東伯町

(南)石賀工務店 80,000円 東伯郡東伯町

赤碕生コソ(株) 100,000円 東伯郡赤碕町

(南)米原建材 60,000円 東伯郡東伯町

(株)チュウゾウ 80,000円 東伯郡東伯町

(株)大協組 60,000円 米子市

加藤商事(株) 100,000円 倉吉市

伊藤忠飼料 80,000円 姫路市

(有)馬野建設	100,000円東伯郡赤碓町	a 政治資金パーテナー開催事業費	1,711,142円
(有)高野組	120,000円東伯郡赤碓町	b その他の事業費	838,560円
(有)前畑鉄工所	60,000円東伯郡赤碓町	小 計	6,447,544円
三和商事(株)	70,000円 鳥取市	合 計	7,139,819円
東伯クレーン	60,000円東伯郡赤碓町	(うち本部又は支部に対して供与した交	
ユーアンドシステム	100,000円 八尾市	付金に係る支出	0円)
(株)中村産業	60,000円 鳥取市	政治団体の名称 花本美雄後援会	
鳥果包装資材(株)	150,000円東伯郡東伯町	報告年月日 平成9年12月3日	
(株)関金生コン	60,000円 倉吉市	1 収入・支出の総額	
(株)鴻池組	60,000円 鳥取市	(1) 収入総額	18,020,767円
中電工(株)	80,000円東伯郡東伯町	ア 前年繰越額	18,020,767円
(株)井木組	100,000円東伯郡赤碓町	イ 本年収入額	0円
(株)安藤商事	80,000円 米子市	(2) 支出総額	2,608,142円
クイユー建設工業(株)	80,000円東伯郡東伯町	2 支出の内訳	
(有)原井工務店	70,000円東伯郡大伯町	ア 経常経費	
その他	2,980,000円	(ア) 人件費	170,000円
小 計	4,870,000円	(イ) 光熱水費	78,750円
(2) 支出の内訳		(ウ) 備品・消耗品費	26,250円
ア 経常経費		(エ) 事務所費	126,000円
(ア) 人件費	180,000円	小 計	401,000円
(イ) 光熱水費	167,750円	イ 政治活動費	
(ウ) 備品・消耗品費	118,525円	組織活動費	2,207,142円
(エ) 事務所費	226,000円	合 計	2,608,142円
小 計	692,275円	(うち本部又は支部に対して供与した交	
イ 政治活動費		付金に係る支出	0円)
(ア) 組織活動費	3,897,842円		
(イ) 機関紙誌の発行 その他の事業費	2,549,702円		

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定に基づき、
次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日	備考
安田真一郎後援 会	山崎幸弘	中村博信	東伯郡三朝町大字 穴鴨五三〇	平成九年 十二月二 十四日	その他の 政治団体
原田忠後援会	原田正晴	南岡徹	境港市外江町二二 九一一一	平成十年 一月五日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定に基づき、
政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、
その要旨を次のとおり公表する。

平成十年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体

期間 平成9年1月1日～同年12月22日
 政治団体の名称 安田真一郎後援会
 報告年月日 平成9年12月24日

1 収入・支出の総額		(2) 支出の内訳	
(1) 収入総額	268,897円	ア 経常経費	52,995円
ア 前年繰越額	268,730円	イ 政治活動費	
イ 本年収入額	167円	組織活動費	205,751円
(2) 支出総額	258,746円	合 計	258,746円
2 収入・支出の内訳		(うち本部又は支部に対して供与した交 付金に係る支出 0円)	
(1) 収入の内訳		期間 平成9年1月1日～同年12月25日	
その他の収入		政治団体の名称 原田忠後援会	
10万円未満の収入	167円	報告年月日 平成10年1月5日	
合 計	167円	収入・支出の総額	
		1 収入総額	0円
		2 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、
 次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告
 示する。

平成十年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体 の届出をした 者の氏名	公職の種類	資金管理団体		届 出 年月日	
		名 称	主たる事務所の 所在地		代表者の 氏名
宮本義雄	若桜町長	宮本義雄後援 会	八頭郡若桜町大 字若桜三二一 一	宮本義雄	平成九年 十二月二 十六日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭
 和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めた
 ので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第
 四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成十年一月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

申請者		氏 名 又 は 名 称		奥村遊機株式会社	
住 所		所		名古屋市昭和区鶴舞二丁目2-18	
法人にあってはその代表者の氏名		関 山 敏 男			
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 号	有 効 期 間
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRモナコポ-ト5	奥村遊機株式会社	700344	平成10年1月13日から3年間

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年1月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 透過型電子顕微鏡システム 一式
- (2) 調 達 方 法 物品等の購入
- (3) 契 約 方 式 随意契約
- (4) 契 約 日 平成9年12月15日

- (5) 契約者の氏名及び住所 鳥取サイエンス株式会社
鳥取市吉方温泉三丁目110
- (6) 契 約 価 格 30,975,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (7) 随意契約による理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号に該当
- (8) 契約事務担当部局の名 鳥取県出納局会計課
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年度政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年1月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 映像・音響機器 一式
- (2) 調 達 方 法 物品等の購入
- (3) 契 約 方 式 一般競争入札
- (4) 落 札 決 定 日 平成9年11月17日
- (5) 落札者の氏名及び住所 日本ビクター株式会社
横浜市神奈川区守屋町三丁目12
- (6) 落 札 価 格 189,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (7) 入 札 公 告 日 平成9年10月7日
- (8) 落 札 方 式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部局の名 鳥取県出納局会計課
鳥取市東町一丁目220

公 告

平成9年10月26日に実施した平成9年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成10年1月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

田中 良美 谷口 由枝
 藤川香子 島林 昌子
 永原 益穂 藤原真奈美
 田中 敦子 平岡 剛
 大橋 朋子 谷口 貴彦
 森岡真貴子 西山 靖代
 小林 洋

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年1月13日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

1 講習の種別及び受講対象者
 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成10年2月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智 頭、浜村の各警察署の 管内に居住する者
	平成10年2月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝 口、黒坂の各警察署の 管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習科目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑